

※入力日 . . .

※照会番号

令和 2 年 10 月 1 日 尼崎市長あて	所在地 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号	代表者 氏名 尼崎 太郎
	(ふりがな) あまがさきしょうじ かぶしがいしゃ 名称 尼崎商事 株式会社	この請求に応答する者 氏名 経理課 尼崎 次郎
個人番号及び法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	電話番号 (06) 6489-6267

事業所税の更正の請求書

地方税法第20条の9の3第1項の規定により、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度(課税期間)		R 1 年 5 月 1 日から	R 2 年 4 月 30 日まで	
資 産 割	摘要	更正前	更正後	
	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業所 床面積 ①	3,800.00 m ²	3,680.00 m ²
		算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積 ②	450.84 m ²	450.84 m ²
	非課税に 係る事業 所床面積	①に係る非課税床面積 ③	50.00 m ²	50.00 m ²
		②に係る非課税床面積 ④		
	控除事業 所床面積	①に係る控除床面積 ⑤	370.00 m ²	310.00 m ²
		②に係る控除床面積 ⑥		
	課税標準 となる 事業所 床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) ×□/12 ⑦	3,380.00 m ²	3,320.00 m ²
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	150.28 m ²	150.28 m ²
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	3,530.28 m ²	3,470.28 m ²
	資産割額 (⑨×600円) ⑩	2,118,168 円	2,082,168 円	
既に納付の確定した資産割額 ⑪		2,118,168 円		
従 業 者 割	従業者給与総額 ⑫	623,774,360 円	623,774,360 円	
	非課税に係る従業者給与総額 ⑬	79,210,400 円	79,210,400 円	
	控除従業者給与総額 ⑭			
	課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭) ⑮	544,563,000 円	544,563,000 円	
	従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$) ⑯	1,361,407 円	1,361,407 円	
	既に納付の確定した従業者割額 ⑰		1,361,407 円	
資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯) ⑱	3,479,500 円	3,443,500 円		
既に納付の確定した事業所税額 (⑪+⑰) ⑲		3,479,500 円		
減額となる事業所税額 (⑱-⑲) ⑳		-36,000 円		
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合	法定納期限	R 2 . 6 . 30	還付を受けようとする 金融機関	
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	R . .	金融 機関 尼銀行	
	第2号の更正・決定等のあった日	R . .	支店 立花支店	
	第3号の政令で定める理由の生じた日	R . .	口座 番号 111111111	
更正の請求をする理由及び 請求をするに至った事情の 詳細その他、参考となるべ き事項	令和1年5月より、自社所有の大島支店の家屋 床面積の一部(120㎡)を他社(株式会社〇×) に貸付けしていたため。		口座名義 (カタカナ) アマガサキショウジ(カ (普通)・当座)	